

保 法

ほほうニューズ

保土ヶ谷、旭、瀬谷
2,600社の情報発信

NEWS

7
2026

523号

T|O|P|I|C|S

- 第14回通常総会開催
- 法人会の各種行事
- 税制改正アンケート集計結果

- 第14回通常総会開催 2~5
- 法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項／親睦ゴルフコンペ 6~7
- 散歩道:『メガロス横浜天王町』 8
- 保土ヶ谷・旭・瀬谷事業報告会／福利厚生制度推進連絡協議会／女性フォーラム・埼玉大会 9
- 税制改正に関するアンケート集計結果 10
- 税理士からのご案内／税理士による税相談／新入会員紹介(4~5月入会分) 11
- 行事カレンダー／書籍案内／編集雑記 12

<https://hodogayahojinkai.or.jp/>



「第14回 通常総会」が開催され、上程議案すべて承認可決

6月9日(火)：ホテルプラム横浜

6月9日(火)「公益社団法人 保土ヶ谷法人会 第14回通常総会」がホテルプラム横浜にて開催されました。

●通常総会 上程議案すべて承認可決

梅雨の季節らしく小雨降る天候の中、多くの会員・来賓の皆様が足を運ばれ、会場であるホテルプラムにて通常総会が執り行われました。

石川会長の挨拶からはじまり、来賓紹介、議事へと続き第1号議案「令和7年度事業報告並びに計算書類及び附属明細書承認の件」では「異議なし」と声上がり、監査報告を経て本総会の上程議案は全て承認可決されました。第1号報告「令和8年度事業計画」、第2号報告「令和8年度収支予算」報告の後は会員増強表彰式へと移り、それぞれ表彰状を授与されました。

次に来賓祝辞として多田税務署長と横浜県税事務所阿部所長、横浜市保土ヶ谷区役所 神部（じんぶ）区

長からそれぞれご祝辞をいただきました。続いて県法連・協力会社からの祝電披露の後、「閉会の辞」で締めくり「第14回通常総会」は滞りなく閉会となりました。

●懇親会

定時よりやや早めに開かれた懇親会では、石川会長が開宴の挨拶として登壇、来賓紹介と続き、来賓祝辞では青色申告会 小川会長、税理士会保土ヶ谷支部 大滝支部長よりご祝辞をいただきました。

全法連・県法連納税功労者披露の発表では、登壇された方がそれぞれ挨拶と短めのコメントをされました。

乾杯の挨拶として保土ヶ谷税務署 三角（みすみ）副署長が登壇、「乾杯」のご発声とともに懇談がはじまりました。しばらくして新入会員の紹介・PRと続き、中締めでは総務担当副会長の西山様がつとめ、大盛況のうちに懇親会は幕を閉じました。



1. 第14回通常総会の様子 / 2. 石川会長の挨拶 / 3. 会員増強表彰の様子
 ■来賓祝辞：4. 保土ヶ谷税務署 多田署長 / 5. 横浜県税事務所 阿部所長 / 6. 保土ヶ谷区役所 神部区長 / ■懇親会：7. 石川会長による開宴の挨拶 / 8. 青色申告会 小川会長の祝辞 / 9. 税理士会保土ヶ谷支部 大滝支部長の祝辞 / 10. 全法連・県法連の納税功労者4名の披露 / 11. 三角（みすみ）副署長より乾杯の挨拶 / 12. 懇親会の様子

可決された議案と主な報告事項など
【第1号議案】令和7年度 事業報告並びに計算書類及び付属明細書承認の件

事業報告

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

行事名		行事名	出席者数等
公益目的事業	税知識の普及を目的とする事業 (公益1-1)	新設法人説明会	38名
		決算法人研修会	161名
		税制セミナー	29名
		年末調整事務研修会	71名
	納税意識の高揚を目的とする事業 (公益1-2)	税に関する絵はがきコンクール	218点
		区民まつりへの参加	400名
		租税教室	294名
	税制及び税務に関する調査研究並びに 提言に関する事業 (公益1-3)	税制改正の提言及び提言書の関係機関への提出	8名
		全国女性フォーラム	4名
		全国青年の集い	14名
	地域企業の健全な発展に資する事業 (公益2)	初級簿記講習会	17名
		パソコンセミナー	1,607名
		社員向け研修会	16名
	地域社会への貢献を目的とする事業 (公益3)	エコキャップ収集事業	1,111,452個
		県法連地域社会貢献活動	10名
		健康セミナー	35名
		異業種研修会	28名
		夏期保法セミナー	254名
		帷子川自然科学教室	12名
合同研修会		115名	
普通救命講習会		25名	
チャリティー演奏会		247名	
相互扶助等事業		無料税務相談	5名
		各種福利厚生制度の推進	随時
	健康診断・生活習慣病健診・人間ドックの受診促進	随時	
	提携施設の利用促進と提携拡大	随時	

正味財産増減計算書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減	科目	当年度	前年度	増減
I. 一般正味財産増減の部				II. 指定正味財産増減の部			
1. 経常増減の部				受取補助金等	22,313,400	20,627,400	1,686,000
(1) 経常収益				受取全法連助成金	22,313,400	20,627,400	1,686,000
特定資産運用益	264,319	2,769	261,550	一般正味財産への振替額	▲22,313,400	▲20,627,400	▲1,686,000
受取会費	26,421,465	26,564,000	▲142,535	一般正味財産への振替額	▲22,313,400	▲20,627,400	▲1,686,000
事業収益	2,054,530	1,118,428	936,102	当期指定正味財産増減額	0	0	0
受取補助金	24,376,020	22,714,370	1,661,650	指定正味財産期首残高	0	0	0
受取寄付金	122,763	73,304	49,459	指定正味財産期末残高	0	0	0
雑収益	922,961	858,891	64,070	III. 基金増減の部			
経常収益計	54,162,058	51,331,762	2,830,296	当期基金増減額	0	0	0
(2) 経常費用				基金期首残高	0	0	0
事業費	55,569,324	40,282,968	15,286,356	基金期末残高	0	0	0
管理費	9,967,422	7,095,742	2,871,680	IV. 正味財産期末残高	135,304,517	146,642,066	▲11,337,549
経常費用計	65,536,746	47,378,710	18,158,036				
当期経常増減額	▲11,374,688	3,953,052	▲15,327,740				
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
経常外収益計	131,439	0	131,439				
(2) 経常外費用							
経常外費用計	0	0	0				
当期経常外増減額	131,439	0	131,439				
税引前当期一般正味財産増減額	▲11,243,249	3,953,052	▲15,196,301				
法人税、住民税及び事業税	94,300	94,300	0				
当期一般正味財産増減額	▲11,337,549	3,858,752	▲15,196,301				
一般正味財産期首残高	146,642,066	142,783,314	3,858,752				
一般正味財産期末残高	135,304,517	146,642,066	▲11,337,549				

〔第1号報告〕 令和8年度 事業計画の件

事業計画

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

事業区分		行事名
税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業 (公益1)	税知識の普及を目的とする事業 (公益1-1)	新設法人説明会
		決算法人研修会
		税制セミナー
	納税意識の高揚を目的とする事業 (公益1-2)	年末調整事務研修会
		税に関する絵はがきコンクール
		区民まつりへの参加
		租税教室
		広報誌による税情報の発信
	税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業 (公益1-3)	税制改正の提言及び提言書の関係機関への提出
		全国女性フォーラム
地域企業の健全な発展に資する事業 (公益2)	全国青年の集い	
	初級簿記講習会	
	パソコンセミナー	
地域社会への貢献を目的とする事業 (公益3)	社員向け研修会	
	エコキャップ収集事業	
	県法連地域社会貢献活動	
	健康セミナー	
	異業種研修会	
	夏期保法セミナー	
	帷子川自然科学教室	
	合同研修会	
	普通救命講習会	
	チャリティー演奏会	
会員の交流及び福利厚生に資するための事業 (収益・共益)	新年賀詞交歓会	
	無料税務相談	
	各種福利厚生制度の推進	
	健康診断・生活習慣病健診・人間ドックの受診促進	
	提携施設の利用促進と提携拡大	

〔第2号報告〕 令和8年度 収支予算の件

正味財産増減計算書

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減	科目	当年度	前年度	増減
I. 一般正味財産増減の部				II. 指定正味財産増減の部			
1. 経常増減の部				受取補助金等	23,286,100	22,313,400	972,700
(1) 経常収益				受取全法連助成金	23,286,100	22,313,400	972,700
特定資産運用益	2,900	2,400	500	一般正味財産への振替額	▲ 23,286,100	▲ 22,313,400	▲ 972,700
受取会費	26,599,200	26,978,400	▲ 379,200	一般正味財産への振替額	▲ 23,286,100	22,313,400	▲ 972,700
事業収益	1,350,000	1,200,000	150,000	当期指定正味財産増減額	0	0	0
受取補助金	25,786,100	24,813,400	972,700	指定正味財産期首残高	0	0	0
受取寄付金	150,000	150,000	0	指定正味財産期末残高	0	0	0
雑収益	120,000	120,000	0	III. 基金増減の部			
経常収益計	54,008,200	53,264,200	744,000	当期基金増減額	0	0	0
(2) 経常費用				基金期首残高	0	0	0
事業費	45,141,636	45,990,281	▲ 848,645	基金期末残高	0	0	0
管理費	7,619,464	7,737,364	▲ 117,900	IV. 正味財産期末残高	105,431,638	104,284,538	1,147,100
経常費用計	52,761,100	53,727,645	▲ 966,545				
当期経常増減額	1,247,100	▲ 463,445	1,710,545				
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
経常外収益計	0	0	0				
(2) 経常外費用							
経常外費用計	0	0	0				
当期経常外増減額	0	0	0				
税引前当期一般正味財産増減額	1,247,100	▲ 463,445	1,710,545				
法人税、住民税及び事業税	100,000	100,000	0				
当期一般正味財産増減額	1,147,100	▲ 563,445	1,710,545				
一般正味財産期首残高	104,284,538	104,847,983	▲ 563,445				
一般正味財産期末残高	105,431,638	104,284,538	1,147,100				

貸借対照表

(令和8年3月31日 現在)

(資産の部)		(負債の部)	
1. 流動資産		1. 流動負債	
流動資産合計	3,925,056	流動負債合計	877,185
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1) 特定資産		固定負債合計	2,317,083
特定資産合計	120,038,290	負債合計	3,194,268
(2) その他の固定資産		(正味財産の部)	
その他の固定資産合計	14,535,439	一般正味財産	135,304,517
固定資産合計	134,573,729	正味財産合計	135,304,517
資産合計	138,498,785	負債及び正味財産合計	138,498,785

監査報告書

公益社団法人保土ヶ谷法人会
会長 石川 治 殿

私たち監事は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。

その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に務めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその付属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません

(2) 計算書類及びその付属明細書並びに財産目録の監査結果

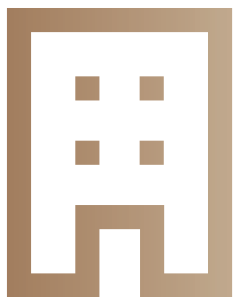
計算書類及びその付属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます

令和8年4月17日

公益社団法人 保土ヶ谷法人会

監事 中 村 泰 宏 (印)

監事 石 井 貴 広 (印)

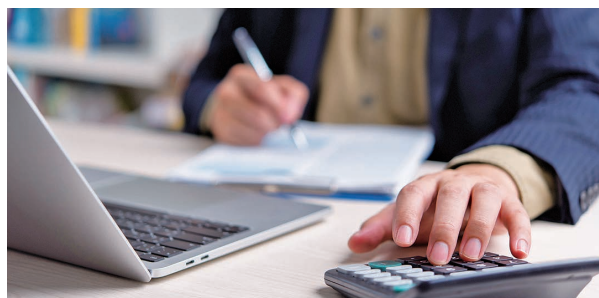


法人会の税制改正に関する 提言の主な実現事項

令和8年度税制改正では、物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みが創設されたほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げられました。「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置が創設されたほか、租税特別措置等の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等が行われました。税負担の公平性を確保する観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し等が行われました。このほか、自動車関係諸税について、自動車税等の環境性能割の廃止や軽油引取税の当分の間税率の廃止等が行われました。また、国際観光旅客税の税率の引上げや防衛特別所得税（仮称）の創設等が行われました。（令和8年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和8年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。

今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の特例承継計画の提出期限の延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。



[法人課税]

1. 少額減価償却資産の取得価額の法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる減価償却資産の取得価額が40万円未満（改正前：30万円未満）に引き上げられた上で、適用期限が3年間延長されました。なお、従業員要件は400人以下（改正前：500人以下）に引き下げられました。

2. カーボンニュートラル投資促進税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 「炭素生産性向上率」の要件が引き上げられるとともに、特別償却率・税額控除率が引き下げられた上で、適用期限が2年間延長されました。

3. 地方拠点強化税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> オフィス減税について、税額控除率等の引上げや中古資産の購入・改修の対象追加（拡充）等が行われた上で、適用期限が2年間延長されました。

[事業承継税制]

相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）と特例制度の適用期限（令和9年12月末日）が近付いていることから、期限の延長を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、特例承継計画の提出期限が1年6ヵ月（令和9年9月まで）延長されました。

[消費税制]

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

法人会提言	改正の概要
<p>・免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、80%控除可能となる措置が令和8年9月末日まで（令和8年10月1日から3年間は50%控除可能）となっているが、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。</p>	<p>・免税事業者からの仕入れに係る経過措置について、最終的な適用期限を2年延長した上で、控除可能割合が段階的に縮減されました（令和8年10月からは7割、令和10年10月からは5割、令和12年10月から令和13年9月末までは3割）。なお、1免税事業者ごとの年間適用上限仕入額は1億円（改正前：10億円）に引き下げられました。</p>

[所得税]

1. ふるさと納税

法人会提言	改正の概要
<p>・ふるさと納税について、住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方等を含め、制度設計の見直しが欠かせない。</p>	<p>・寄付金のうち地方公共団体が活用できる財源の割合が段階的に60%以上と設定されるとともに、使途を公表することとなりました。また、ふるさと納税による個人住民税の税額控除制度について、特例控除の限度額は193万円となります。</p>

2. セルフメディケーション税制

法人会提言	改正の概要
<p>・薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。</p>	<p>・対象となる医薬品が見直された上で、スイッチOTC医薬品の適用期限は恒久化、それ以外の医薬品は5年間延長されました。</p>

[地方税]

固定資産税の免税点

法人会提言	改正の概要
<p>・固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。</p>	<p>・家屋に係る免税点は30万円（改正前：20万円）未満に、償却資産に係る免税点は180万円（改正前：150万円）未満に引き上げられます。</p>

厚生委員会

親睦ゴルフコンペ

6月12日(金)：程ヶ谷カントリー倶楽部

令和8年6月12日(金)、程ヶ谷カントリー倶楽部において40名の参加のもと、親睦ゴルフコンペが開催されました。

当日はお昼過ぎに雷雨となり、多少中断はありましたが、参加者全員無事ホールアウトされました。はじめはごちなかつた会話が1ホールまわると打ち解け、表彰式ではすっかり親睦が深まっているようでした。

優勝は田畑 敬弘様でベスグロ賞も獲得し、完全優勝されました。



程ヶ谷カントリー倶楽部にて



《田畑 敬弘 様のコメント》

この度はありがとうございました！このような素晴らしいコンペを開催して下さった公益社団法人保土ヶ谷法人会のみなさん、そして参加者の皆さんに感謝いたします。今日は運良く優勝できましたが、同伴メンバーに恵まれたおかげです。また次回も楽しくプレーできることを楽しみにしています。ありがとうございました。



散 | 歩 | 道

Promenade



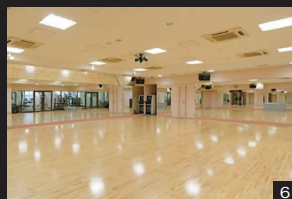
Yokohama-shi, Hodogaya-ku, Tenno-cho
メガロス横浜天王町



なにか新しい事をはじめるといい季節になりました。日頃から体を動かして健康に取り組んでいる方も多いと思います。今回の『散歩道』は「メガロス横浜天王町」をご紹介します。いきなりスポーツジムに行くのはハードルが高い？運動が苦手・・・。一人で行けるか不安・・・。まず施設の雰囲気を見てみたい。スポーツジムって何が利用できるのか知りたい！そんなみなさんのリクエストをメガロスのスタッフにうかがいました。実際に「見学・体験」をするきっかけになると嬉しいです。



1.〈フリーウェイト〉落ち着いた照明や多くの鏡が設置されていてトレーニングに集中しやすい環境を整えています。/2.〈プール〉様々なアクアプログラムをラインナップ。/3.〈トレーニングマシン〉種類豊富なトレーニングマシンが揃う。サポートプログラムで初めての方も安心！



4.〈ミストサウナ〉低温でも高湿度でしっかり発汗を促し、負担が少なく体にやさしい。/5.〈お風呂〉トレーニング後のひとときにゆったりした気分です。/6.〈スタジオB〉ダンス、ヨガ、格闘系など多彩なプログラムをご用意。目的に応じて気軽に参加できます！



ロッカーやパウダールームを完備。自由に使える備え付けドライヤーなどがあり、便利なサービスが行き届いています！



見学してみる

1. フロント受付時間をチェック

ホームページで、フロント受付時間、休館日を確認しましょう。

2. メガロスを見学しよう！

フロント受付時間内で施設見学を承っており、より確実なご案内をご希望の方は、事前の【見学予約】がおすすめです。

3. 見学にかかる時間は約20分

ご予約に合わせて案内してくれます。
ご覧になりたい施設などをお知らせしましょう。



体験してみる

1. 店舗情報のご確認

店舗で実施しているフィットネス、テニス、ゴルフ、スイミング、お子様向けのキッズスクールの情報をご覧いただき、興味のあるものを探しましょう！

2. 体験のご予約

事前にフォーム、またはお電話にてご予約。実施時間や体験料もていねいにご案内いたします。安心してお問い合わせいただけます。

3. ご来店と体験

ご来店後は、スタッフによる体験のご案内・各説明を受けましょう！公的身分証を忘れずに。
そのほか、必要なものは申し込み時にご案内いたします。

親切なスタッフがご案内してくれる様々な設備・サービスをぜひ体感してみてください！



アクセス/『メガロス横浜天王町』

- 相鉄線：「星川駅」南口 / 「天王町駅」YBP口徒歩5分、
- JR 横須賀線・湘南新宿ライン：「保土ヶ谷駅」西口徒歩7分
- 住所：〒240-0005 神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134（横浜ビジネスパーク内）



厚生委員会

福利厚生制度推進連絡協議会

4月27日(月)：モンテファーレ

去る4月27日(月)の理事会終了後に「令和8年度福利厚生制度推進連絡協議会」が開催されました。

保土ヶ谷法人会では、受託保険会社（大同生命・AIG 損保・アフラック（いずれも略称））と連携し、会員の皆さまに生じうるさまざまなリスクへの備えと将来設計の支援を目的として福利厚生制度を提供しています。この福利厚生制度への理解促進、最新情報の共有、ならびに推進状況の確認を目的に、年に一度「福利厚生制度推進連絡協議会」を開催しています。

当日は、西山副会長の挨拶に続き、協力3社の紹介、渡邊厚生委員長より福利厚生制度の概要と現況について説明がありました。制度創設時からの歩みを映像で振り返りつつ、制度を通じて得られる収入が当法人会全体収入の4割を超えている現状を共有し、これにより、福利厚生制度が当法人会にとって極めて重要であること、あわせて福利厚生制度推進を担う各保険会社の推進員の存在が大変重要であることが説明されました。

続いて、各保険会社より、現在の施策内容や推進状況、新商品および提供サービスに関する説明が行われ、参加者は最新動向への理解を深めました。協議会は約1時間にわたり、滞りなく終了いたしました。引き続き行われた懇親会では、渡邊厚生委員長の挨拶、大同生命支社長の乾杯のご発声、制度推進を行う推進員の紹介が行われ、和やかな雰囲気の中で交流が図られました。

厚生委員 川田



3支部連合会

保土ヶ谷・旭・瀬谷支部連合会事業報告会

4月22日(水)：三ツ境コミュニティサロン、5月15日(金)：二俣川コミュニティサロン、5月20日(水)：モンテファーレ

令和8年4月22日(水)瀬谷支部連合会（三ツ境コミュニティサロン）、5月15日(金)旭支部連合会（二俣川コミュニティサロン）、5月20日(水)保土ヶ谷支部連合会（モンテファーレ）にて、事業報告会を開催いたしました。各支部連合会事業報告会は議長選出、議事録署名人指名からはじまり令和7年度事業報告・収支決算、令和8年度事業計画・収支予算が報告され満場一致で承認されました。



各事業報告会の様子
1. 瀬谷支部連合会
2. 旭支部連合会
3. 保土ヶ谷支部連合会



全法連

第20回 全国女性フォーラム・埼玉大会

4月16日(木)：ソニックシティ・パレスホテル大宮

4月16日(木)大宮のソニックシティとパレスホテル大宮にて、全国から1,600人を超える会員が集まり、第20回法人会全国女性フォーラム埼玉大会が盛大に開催されました。

埼玉県秩父出身の林家たい平氏による笑いと感動につつまれた記念講演や、ダンスチーム「VIOLET」による圧巻のパフォーマンスなどが行われ、素晴らしい大会となりました。

女性部会副副会長 鈴木



全国女性フォーラム埼玉大会／記念撮影

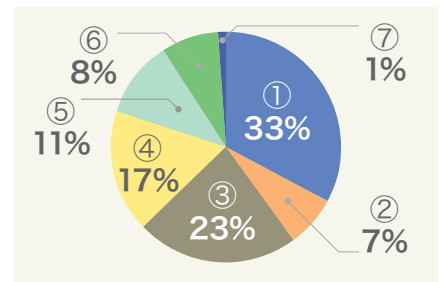
令和9年度 税制改正に関するアンケート結果 (保土ヶ谷法人会)

回答数：59社

問1 中小企業向け税制

令和9年度税制改正を検討するにあたり、中小企業向けの税制（法人税関係）で特に重視すべき点について、以下より3つ以内で選んで下さい。

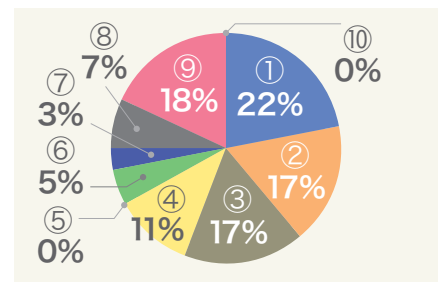
- ① 法人税の軽減税率の特例（15%）の本則化等…44社／② 設備投資・研究開発を促進する税制の拡充…9社／③ 雇用拡大・賃金引上げを促進する税制の拡充…31社／④ 役員給与の損金算入の拡充…23社／⑤ 交際費課税の損金算入枠の拡大…15社／⑥ 欠損金の繰戻還付制度の拡充…11社／⑦ その他…2社



問2 消費税／インボイス制度

課税事業者の方にお聞きします。インボイス制度が導入されて3年目となりますが、現在でも負担に感じる作業について、以下より3つ以内で選んで下さい（免税事業者の方は、空欄のまま結構です）。

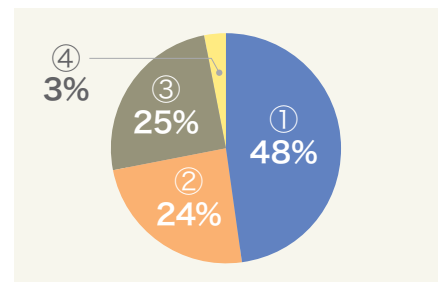
- ① 取引先が適格請求書発行事業者かどうかの確認作業…21社／② 受領した請求書等がインボイスの要件を満たしているかの確認作業…16社／③ インボイスの要件を満たしていない請求書等を受領した際の対応…16社／④ 会計帳簿の記入や会計ソフトの操作…10社／⑤ 従業員への社内教育・研修…0社／⑥ 事務負担の増加による人件費の負担増…5社／⑦ インボイス処理に伴う設備等への負担増…3社／⑧ 消費税の申告・納税にかかる事務負担増…6社／⑨ 特に問題なく対応できている…17社／⑩ その他…0社



問3 消費税／食料品に対する消費税率

今般の衆議院選挙において、与党は「2年間に限り、食料品に対する消費税率をゼロにする」との公約を掲げました。今後、社会保障と税の一体改革を議論するための「国民会議」を立ち上げ、実現に向けた検討を加速させるとしています。食料品に対する消費税率を引き下げることにについて、事業者の立場としてどのように考えますか。

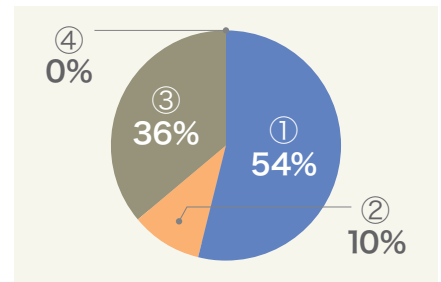
- ① 社会保障財源への影響も大きく、レジシステムの改修や事務手続き等の負担もかかるため、慎重に検討すべきである…28社／② 物価高対策として有効であると考え…14社／③ 現時点では判断できない…15社／④ その他…2社



問4 所得税／基礎控除等

物価が上昇傾向にある場合、基礎控除額が一定のままだと、実質的な税負担が増えることが指摘されています。令和8年度の税制改正では、直近2年間の物価上昇率をもとに、基礎控除や給与所得控除を引き上げる仕組みが新たに導入されました。2年ごとに控除額が変動する制度について、事業者の立場としてどのように考えますか。

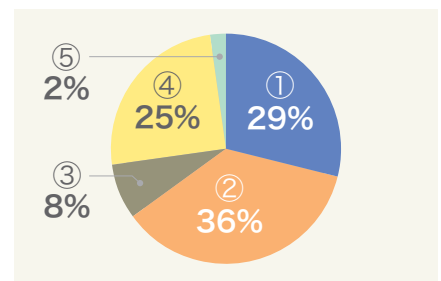
- ① 従業員の手取りが増えることが期待できるので賛成である…32社／② 制度が複雑になり、企業や納税者の負担が増えるので反対である…6社／③ 現時点では判断できない…21社／④ その他…0社



問5 所得税／給付付き税額控除

政府・与野党は、中・低所得者層の税負担を軽減し、所得に応じて手取りが増える仕組みとして「給付付き税額控除制度」の導入を検討しています。「給付付き税額控除」は、国民の所得を把握した上で、その多寡に応じて税額控除や給付を行う制度であり、特に低所得層への現金給付が手厚くなる仕組みです。そのためには、個々人の所得を正確に把握することが求められます。この制度の導入について、あなたはどのように考えますか。

- ① 公平性の観点から、所得を正確に把握したうえで制度を導入すべき…17社／② 現時点では把握する所得の範囲は不明だが、制度の導入を検討すべき…21社／③ いま以上に所得が把握されるのであれば、制度の導入は慎重であるべき…5社／④ 現時点では判断できない…15社／⑤ その他…1社

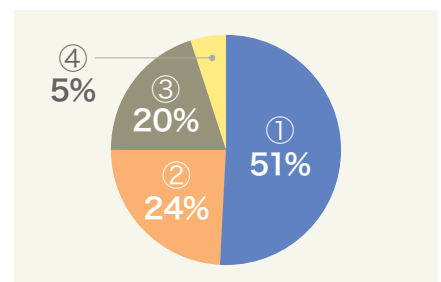


問6 厚生年金の適用範囲の拡大

現在、従業員51人以上の企業で週20時間以上働き、年106万円以上の賃金を受け取っている短時間労働者（パート等）は厚生年金の加入対象となっています。今後は、2035年までに企業規模要件（従業員〇〇人以上）等が段階的に撤廃されることになりました。

いわゆる「106万円の壁」が撤廃されることについて、あなたはどのように考えますか。

- ① 人材を確保するためにはやむを得ない…30社／② 企業負担が増えるので反対である…14社／③ 現時点では判断できない…12社／④ その他…3社



税理士がお手伝い致します

経営者の判断は、年々の税務・経理などに関する法改正等でますます多岐に渡り、一つの判断が経営に大きな影響を与えることも十分有りえます。もし以下の様な事でお悩みであれば、税理士にご相談ください。

- 帳簿の付け方・書類の保存方法などに不安がある
- 年末調整の仕方・法定調書の書き方がわからない
- 所得税の確定申告に関して
 - ・土地・建物を売却した/マイホームを購入したので住宅ローン控除を受けたい。
 - ・不動産収入を得るためのアパートを取得した/入院して多額の医療費が発生した。
 - ・株式を売却して損失が出た/満期または解約して保険金を受け取った。
- 相続税・贈与税に関して
 - ・子や孫に住宅資金・教育資金を渡したい/相続対策を考えている。
- 税務署から「お尋ね」が届いた など



東京地方税理士会 保土ヶ谷支部

電話：045-335-4318 HP：http://hodogaya-net.com

メール：info@hodogaya-net.com

東京地方税理士会 保土ヶ谷支部 税理士による

会員限定・無料記帳・税務相談日

8/12 (水)・9/9 (水)・10/14 (水)

時間(各日)：午後1時30分～4時30分 会場：保土ヶ谷法人会会議室

お申込み

(公社)保土ヶ谷法人会・事務局 TEL：332-4360 FAX：333-5802

<https://www.hodogayahojinkai.or.jp/> *申込書はHPにごぞいます。

※1週間前までにお申込みください



新入会員紹介《4～5月》

支部名	法人名	住所	業種	電話番号
保) 1	㈱小石川商店	保) 岩井町429	建築資材販売	712-5631
保) 1	㈱寺井	保) 帷子町1-17 YGY302	コンサルティング業務	336-3201
保) 2	㈱U's Factory	保) 神戸町134 横浜ビジネスパーク イーストタワー5F	3D技術サービス	348-1560
保) 2	㈱Next	保) 天王町2-36-6-3F 305号	建設	298-2083
旭) 1	㈱カンキョーワークス	旭) 上川井町2444	産業廃棄物処理業	920-0233
旭) 1	㈱ユニモス	旭) 若葉台2-19-501	農福共創推進(企画・コンサル)	
旭) 2	㈱三誠塗装社	旭) 今宿南町1913-12	塗装	951-8820
瀬) 2	大建㈱	瀬) 南台2-15-4	外構・土木工事	442-3432
瀬) 2	㈱緑川工業	瀬) 橋戸2-40-3	給排水・衛生設備工事	303-0261

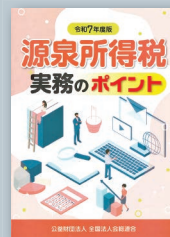
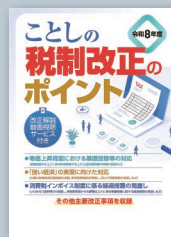
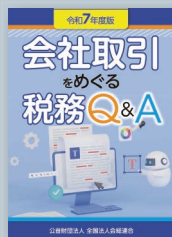
7・8月カレンダー

日 時		行 事 等	会 場	
7月	7 火	13:30 決算法人研修会	保土ヶ谷税務署 別館3階大会議室	★
	8 水	13:30 税務相談	保土ヶ谷法人会会議室	
		15:00 税制セミナー	保土ヶ谷公会堂第1号会議室	★
	9 木	16:00 瀬谷第3支部役員会	すし屋 銀蔵	★
	10 金	6月分源泉所得税の納付期限		○
	17 金	14:00 新設法人説明会	保土ヶ谷法人会会議室	★
	23 木	11:30 女性部会・親睦会	ヒルトン東京	
	24 金	16:00 保土ヶ谷支部連合会役員会	保土ヶ谷法人会会議室	
	29 水	16:00 正副会長会・理事会	モンテファーレ	
	31 金	5月決算法人の確定申告の申告・納税期限 (法人税・消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人市県民税) 11月決算法人の中間申告(予定申告)の申告・納付期限		○
8月	5 水	13:00 租税教室／映画鑑賞会	旭公会堂講堂	★
	10 月	7月分源泉所得税の納付期限		○
	12 水	13:30 税務相談	保土ヶ谷法人会会議室	
	20 木	16:00 広報委員会	保土ヶ谷法人会会議室	
	31 月	6月決算法人の確定申告の申告・納税期限 (法人税・消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人市県民税) 12月決算法人の中間申告(予定申告)の申告・納付期限		○

★…どなたでもご参加いただけます ○…税務関係の予定

以下の書籍をご希望の方は、事務局までお申し込みください。

すべて
無料



申込用紙はHPにございます。《TOP→法人会の活動→会報・書籍→会報・書籍申込フォーム》

保法ニュース Vol.523

令和8年7月1日発行

発行所：公益社団法人保土ヶ谷法人会

編集：広報委員会

〒240-0013 横浜市保土ヶ谷区帷子町1-3 砂川ビル203号

TEL:045-332-4360/FAX:045-333-5802

※ e-Tax ご利用の場合は「法人事業概況説明書」の「16 加入組合等の状況」欄に(公社)保土ヶ谷法人会と入力してください。

この会員証は法人税確定申告書の別表1の欄外にお貼りください。



公益社団法人 保土ヶ谷法人会々員

編 | 集 | 雑 | 記

日差しが一段と強まり、本格的な夏の到来を告げる7月となりました。今月26日は「土用の丑の日」です。この日に「う」のつく食べ物を食べると夏バテしないと言われますが、定番のうなぎをはじめ、梅干しやうどん、夏瓜なども理にかなった健康食だそうです。これから暑さも本格化してまいります。季節の節目を意識してご自身を労わりつつ、この夏をエネルギーに乗り切ってください！

「う」のつく食べ物で「ういろう」を連想してしまった久保でした。
(広報委員長/久保)